

# 第1章 利用のまえに

## 1 工業統計調査について

(1) 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的とする。

(2) 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される。

(3) 調査の期日

2020年工業統計調査（2019年実績）は、令和2年6月1日現在で実施した。

事業所数、従業者数については令和2年6月1日現在、現金給与総額、製造品出荷額等などの経理事項については平成31年1月～令和元年12月の実績により調査している。

(4) 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる「大分類Eー製造業」に属する事業所（国に属する事業所及び従業者3人以下の事業所を除く）を対象とする。

(5) 調査の方法

従業者30人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票乙」を用い、報告者（事業所の管理責任者（本社一括調査については本社一括調査企業を代表する者））の自計報告により調査を行っている。

## 2 用語の説明

(1) **事業所数**は、令和2年6月1日現在の数値である。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれるような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

(2) **従業者数**は、令和2年6月1日現在の数値である。

従業者とは、以下の①から⑧までに該当するものをいう。

本統計表でいう従業者数は、下記算出式により算出した「この事業所に従事している男女計」をいう。（臨時雇用者数は含まない）

$$\begin{aligned} \text{従業者数} = & \text{①個人業主及び無給家族従業者} + \text{②有給役員} \\ & + \text{常用雇用者（③正社員・正職員としている人} \\ & + \text{④ ③以外の人（パート・アルバイトなど）} - \text{⑦送出者} \\ & + \text{⑧出向・派遣受入者} \end{aligned}$$

① 「①個人業主及び無給家族従業者」とは、以下のア、イに該当するものをいう。

ア 「個人業主」とは、個人経営の事業所で、その事業所を経営している人をいう。

イ 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、常時従事している人をいう。ただし、手伝い程度のものは含まない。

- ② 「②有給役員」とは、事業所の取締役、理事などで役員報酬を得ている人をいう。他の事業所の役員を兼ねている場合であっても、調査対象事業所が役員報酬を支給している場合は、調査対象事業所の有給役員に該当する。
- ③ 「常用雇用者」とは、次のいずれかに該当するものをいい、「③正社員・正職員としている人」及び「④ ③以外の人（パート・アルバイトなど）」に分けられる。
- ア 期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人。別経営の事業所へ出向・派遣している人や、臨時職員などと呼ばれている人でも上記に当てはまる場合は、「常用雇用者」に含まれる。
- イ 個人業主の家族で、実際に雇用者並みの賃金・給与の支払いを受けている人。
- ウ 個人が共同で事業を行っている場合、そのうち1人を個人業主とするが、個人業主としなかった他の人。
- ④ 「③正社員・正職員としている人」とは、常用雇用者のうち「正社員」、「正職員」として処遇している人をいう。一般的に、雇用契約期間に定めがなく（定年制を含む）、事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当する。
- ⑤ 「④ ③以外の人（パート・アルバイトなど）」とは、常用雇用者のうち「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」など「③正社員・正職員としている人」以外の人をいう。
- ⑥ 「⑤臨時雇用者」とは、常用雇用者に該当しない人（1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など）をいう。
- ⑦ 「⑦送出者」とは、「①個人業主及び無給家族従業者」、「②有給役員」、「常用雇用者」、「⑤臨時雇用者」に該当する人のうち、労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など調査対象事業所に籍を置いたまま、他企業など別経営の事業所で働いている人をいう。
- ⑧ 「⑧出向・派遣受入者」とは、別経営の事業所に籍を置いたまま調査対象事業所で働いている人及び人材派遣会社からの派遣従業者をいう。
- (3) **現金給与総額**は、平成31年1月～令和元年12月の1年間に常用雇用者及び有給役員のうちこの事業所に従事している人に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額との合計である。
- その他の給与額とは、常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、別経営の事業所へ出向させている人に対する負担額などをいう。
- (4) **原材料使用額等**は、平成31年1月～令和元年12月の1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計であり、消費税額を含んだ額である。
- ① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油なども含まれる。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。
- ② 燃料使用額とは、生産段階で使用した燃料費、貨物運搬用及び暖房用の燃料費、購入したガスの料金、自家発電用の燃料費などをいう。
- ③ 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。
- ④ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の国内事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。

- ⑤ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいい、派遣受入者に係わる支払額、委託生産額などの外注費は含まない。
- ⑥ 転売した商品の仕入額とは、平成31年1月～令和元年12月の1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいう。
- (5) **製造品出荷額等**は、平成31年1月～令和元年12月の1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。
- ① 製造品出荷額とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む）を、平成31年1月～令和元年12月中にその事業所から出荷した場合の額をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。
- ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
- イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）
- ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成31年1月～令和元年12月中に返品されたものを除く）
- ② 加工賃収入額とは、平成31年1月～令和元年12月中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。
- ③ その他収入額とは、上記①、②及びくず廃物の出荷額以外（例えば、転売収入（仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等）の収入額をいう。
- (6) **製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額**（従業者30人以上の事業所）は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、消費税を含んだ額である。原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。
- (7) **有形固定資産の額**（従業者30人以上の事業所）は、平成31年1月～令和元年12月の1年間における数値であり、帳簿価額によっている。
- ① 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。
- ア 土地
- イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）
- ウ 機械及び装置（附属設備を含む）
- エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等
- ② 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。
- ③ 有形固定資産の除却・売却による減少額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。
- (8) **事業所敷地面積**は、令和2年6月1日現在において、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。
- なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含まれる。
- (9) **工業用水**とは、事業所内で生産のために使用される用水（従業者の飲料水、雑用水を含む）をいい、1日当たり用水量とは、平成31年1月～令和元年12月の1年間に使用した工業用水の総量を平成31年1月

～令和元年12月の操業日数で割ったものをいう。

① 公共水道は、県又は市によって経営される工業用水道又は上水道から供給を受ける水をいう。工業用水道とは、飲用に適さない工業用水に供給する水道（工業用水道）から取水した水をいう。上水道とは、一般の水道のことで、飲用に適する水道（上水道）から取水した水をいう。

② 井戸水は、浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。

③ その他の淡水は、「①公共水道」、「②井戸水」、「回収水」以外の淡水をいう。

例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水（地表水）、河川敷及び旧河川敷内において集水埋きよによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などである。

### 3 集計の算式

(1) **生産額**（従業者30人以上の事業所）

生産額 = 製造品出荷額 + 加工賃収入額 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末在庫額 - 半製品及び仕掛品年初在庫額)

(2) **付加価値額**（従業者30人以上の事業所）

付加価値額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末在庫額 - 半製品及び仕掛品年初在庫額) - (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税<sup>\*1</sup> + 推計消費税額<sup>\*2</sup>) - 原材料使用額等 - 減価償却額

(3) **粗付加価値額**（従業者29人以下の事業所）

粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税<sup>\*1</sup> + 推計消費税額<sup>\*2</sup>) - 原材料使用額等

(4) **有形固定資産の年末現在高**（従業者30人以上の事業所）

有形固定資産の年末現在高 = 有形固定資産の年初現在高 + 取得額 - 除去額 - 減価償却額

(5) **有形固定資産の投資総額**（従業者30人以上の事業所）

有形固定資産の投資総額 = 有形固定資産取得額 + 建設仮勘定の年間増減(増加額 - 減少額)

(6) 付加価値率、原材料等使用率、原材料使用率、現金給与率、減価償却率、労働分配率、費用対効果率、生産コスト率

① **付加価値率**（従業者30人以上の事業所）

付加価値率 = 付加価値額 ÷ {製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末在庫額 - 半製品及び仕掛品年初在庫額) - (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税<sup>\*1</sup> + 推計消費税額<sup>\*2</sup>)} × 100

② **原材料等使用率**（従業者30人以上の事業所）

原材料等使用率 = 原材料使用額等 ÷ {製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末在庫額 - 半製品及び仕掛品年初在庫額) - (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税<sup>\*1</sup> + 推計消費税額<sup>\*2</sup>)} × 100

③ **原材料使用率**（従業者30人以上の事業所）

原材料使用率 = 原材料使用額 ÷ {製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末在庫額 - 半製品及び仕掛品年初在庫額) - (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税<sup>\*1</sup> + 推計消費税額<sup>\*2</sup>)} × 100

④ **現金給与率**（従業者30人以上の事業所）

$$\text{現金給与率} = \text{現金給与総額} \div \{ \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛品年初在庫額}) - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税}^{*1} + \text{推計消費税額}^{*2}) \} \times 100$$

⑤ **減価償却率**（従業者30人以上の事業所）

$$\text{減価償却率} = \text{減価償却額} \div \{ \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛品年初在庫額}) - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税}^{*1} + \text{推計消費税額}^{*2}) \} \times 100$$

⑥ **労働分配率**（従業者30人以上の事業所）

$$\text{労働分配率} = (\text{現金給与総額} \div \text{付加価値額}) \times 100$$

⑦ **費用対効果率**（従業者30人以上の事業所）

$$\text{費用対効果率} = [ \{ \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛品年初在庫額}) - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税}^{*1} + \text{推計消費税額}^{*2}) \} - (\text{現金給与総額} + \text{原材料使用額等} + \text{減価償却額}) ] \div \{ \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛品年初在庫額}) - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税}^{*1} + \text{推計消費税額}^{*2}) \} \times 100$$

⑧ **生産コスト率**（従業者30人以上の事業所）

$$\text{生産コスト率} = (\text{現金給与総額} + \text{原材料使用額等} + \text{減価償却額}) \div \{ \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛品年初在庫額}) - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税}^{*1} + \text{推計消費税額}^{*2}) \} \times 100$$

※1 平成29年調査より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものである。

※2 推計消費税額は、平成13年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

## 4 産業分類

(1) 工業統計調査用産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。例外については次のとおりである。

工業統計調査用産業分類	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業 (1421 洋紙製造業、1423 機械すき和紙製造業を統合)	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

(2) 「中分類18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次のとおりである。

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	がん具・運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
写真フィルム（乾版を含む）	1695	漆器	3271
手袋	2051	畳	3282

耐火物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と石	2179	ほうき・ブラシ	3284
模造真珠	2199	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	3285
歯車	2531	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板・標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く）	322	モデル・模型	3294
かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽器	324	眼鏡	3297

(3) 本報告書では、産業中分類を次のように略称した。

番号	産業中分類名	略称
09	食料品製造業	09 食料品
10	飲料・たばこ・飼料製造業	10 飲料・たばこ・飼料
11	繊維工業	11 繊維工業
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	12 木材・木製品
13	家具・装備品製造業	13 家具・装備品
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	14 パルプ・紙
15	印刷・同関連業	15 印刷・同関連業
16	化学工業	16 化学工業
17	石油製品・石炭製品製造業	17 石油・石炭製品
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	18 プラスチック製品
19	ゴム製品製造業	19 ゴム製品
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	20 皮革製品
21	窯業・土石製品製造業	21 窯業・土石製品
22	鉄鋼業	22 鉄鋼
23	非鉄金属製造業	23 非鉄金属
24	金属製品製造業	24 金属製品
25	はん用機械器具製造業	25 はん用機械
26	生産用機械器具製造業	26 生産用機械
27	業務用機械器具製造業	27 業務用機械
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	28 電子部品・デバイス
29	電気機械器具製造業	29 電気機械
30	情報通信機械器具製造業	30 情報通信機械
31	輸送用機械器具製造業	31 輸送用機械
32	その他の製造業	32 その他

## 5 事業所の産業の決定方法

事業所を産業別に集計するための産業の決定方法は、次のとおりである。

### (1) 一般的な方法

- ① 製造品が単品のみの事業所については、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定する。
- ② 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上2桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁番号を決定する。次に、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で3桁番号（小分類）、さらに4桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付けとする。

(2) 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。その産業とは、「中分類22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業（転炉・電気炉を含む）」、「熱間圧延業」、「冷間圧延業」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業」の11産業である。

## 6 記号及び注記

- (1) 各項目の数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計（総数）が一致しない場合がある。なお、比率は小数点以下第2位を四捨五入している。
- (2) 「x」は集計対象となる事業所が1又は2であるため、結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため、秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差し引きで判明する箇所は、併せて「x」とした。
- (3) 統計表中の記号については、以下のとおりである。

〔x〕	秘匿数値	〔…〕	不明又は調査を欠くもの
〔0〕、〔0.0〕	単位未満	〔－〕	皆無又は該当数字なし
〔△〕	負数		

- (4) 統計表中、「年次」については、「事業所数、従業者数」と経理事項（現金給与総額、製造品出荷額など）では調査時点が異なるため、経理事項の年次に統一している。

表示年次	統計調査	調査期日	経理事項調査期間
平成22年以前	各表示年次の工業統計調査	表示年次の12月31日	表示年次の1月～12月
平成23年	平成24年経済センサス - 活動調査	平成24年2月1日	平成23年1月～12月
平成24年	平成24年工業統計調査	平成24年12月31日	平成24年1月～12月
平成25年	平成25年工業統計調査	平成25年12月31日	平成25年1月～12月
平成26年	平成26年工業統計調査	平成26年12月31日	平成26年1月～12月
平成27年	平成28年経済センサス - 活動調査	平成28年6月1日	平成27年1月～12月
平成28年	平成29年工業統計調査	平成29年6月1日	平成28年1月～12月
平成29年	平成30年工業統計調査	平成30年6月1日	平成29年1月～12月
平成30年	2019年工業統計調査	令和元年6月1日	平成30年1月～12月
令和元年	2020年工業統計調査	令和2年6月1日	平成31年1月～令和元年12月

- (5) 製造出荷額などの経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

なお、工業統計では、在庫額についても、消費税込みに補正した上で結果表として集計している。

- (6) 調査日現在において休業中、操業準備中、操業開始後未出荷の事業所は集計に含まない。
- (7) この報告書の数値は本市独自で集計したもので、経済産業省が公表する数値と相違する場合がある。

## 7 時系列比較する場合の留意点

- (1) 調査年によって、同一事業所が製造品出荷額等のウエイト変動により前年と異なる産業分類に格付けされる場合や、事業内容に変更があり製造業に該当・非該当となる場合がある。
- (2) 平成19年調査から、製造以外の活動を把握するため、製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」及び「転売した商品の仕入額」が調査項目に追加となった。そのため、「製造品出荷額等」、「付加価値額」及び「原材料使用額等」については平成18年以前の数値と平成19年以降の数値とは接続しない。
- (3) 日本標準産業分類の改訂に伴い、平成20年調査より次のとおり産業分類が変更されている。

旧分類（平成19年まで）		新分類（平成20年以降）	
産業中分類番号	産業名称	産業中分類番号	産業名称
09	食品製造業	09	食品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業(衣服,その他の繊維製品を除く)	11	繊維工業
12	衣服・その他の繊維製品製造業	12	木材・木製品製造業(家具を除く)
13	木材・木製品製造業(家具を除く)	13	家具・装備品製造業
14	家具・装備品製造業	14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	パルプ・紙・紙加工品製造業	15	印刷・同関連業
16	印刷・同関連業	16	化学工業
17	化学工業	17	石油製品・石炭製品製造業
18	石油製品・石炭製品製造業	18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)
19	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	19	ゴム製品製造業
20	ゴム製品製造業	20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	なめし革・同製品・毛皮製造業	21	窯業・土石製品製造業
22	窯業・土石製品製造業	22	鉄鋼業
23	鉄鋼業	23	非鉄金属製造業
24	非鉄金属製造業	24	金属製品製造業
25	金属製品製造業	25	はん用機械器具製造業
26	一般機械器具製造業	26	生産用機械器具製造業
27	電気機械器具製造業	27	業務用機械器具製造業
28	情報通信機械器具製造業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電子部品・デバイス製造業	29	電気機械器具製造業
30	輸送用機械器具製造業	30	情報通信機械器具製造業
31	精密機械器具製造業	31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業	32	その他の製造業

注: 旧分類11, 12, 13, 14, 15, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32は新分類11, 12, 13, 14, 15, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32と対応する。また、旧分類11, 12, 13, 14, 15, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32は新分類11, 12, 13, 14, 15, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32と対応する。

- (4) 平成20年の前年比は、日本標準産業分類が改定されたため、平成19年の数値を平成20年の分類で再集計し、計算したものである。
- (5) 平成23年、平成27年における数値は、「平成24年経済センサスー活動調査」、「平成28年経済センサスー活動調査」の調査結果のうち、工業統計調査の範囲に合わせるため、以下の全てに該当する製造事業所について集計したものである。
  - ・従業者4人以上の事業者であること
  - ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
  - ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

なお、「工業統計調査」と「経済センサスー活動調査」では母集団となる名簿情報がそれぞれ異なることなどから、数値の解釈に当たっては留意されたい。

ご意見やご質問は、下記へお願いします。  
 新潟市総務部総務課統計係  
 電話 025-226-2413